

## ○大隅肝属広域事務組合火葬場きもつき苑管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大隅肝属広域事務組合火葬場条例施行規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第23号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(執務心得)

第2条 職員等は、業務の公共性を認識し、使用者に対し常に親切丁寧に接し、霊柩の取扱いについては平等でなければならない。

(火葬場施設の保全)

第3条 火葬場は常に施設の安全及び清潔保持に努め、異状を認めたときは適切な措置を講じ、速やかに管理者にその旨を報告しなければならない。

(待合室の使用)

第4条 使用者又は遺族で待合室を使用しようとする者は、職員等に申し出てその指示により使用するものとする。

(日誌)

第5条 火葬場にきもつき苑火葬場日誌（別記第1号様式）を備え、常に整理してなければならない。

(月報)

第6条 火葬場にきもつき苑使用月報（別記第2号様式）を備え、翌10日までに前月分を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、毎月の火葬状況報告書（別記第3号様式）を作成し、翌月5日までに前月分を鹿屋市長に報告しなければならない。

(台帳)

第7条 火葬場に火葬台帳（別記第4号様式）を備え、常に整理してなければならない。

(年報)

第8条 火葬場にきもつき苑使用年報（別記第5号様式）を備え、年度終了後30日までに管理者に報告しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第9条 条例第3条の規定により火葬場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第3条、第4条、第6条第1項及び第2項、第8条の規定の適用については、第2条及び第4条中「職員等」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第6条第1項及び第8条中「管理者」とあるのは「大隅肝属広域事務組合管理者」と、第6条第2項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「鹿屋市長」とあるのは、「鹿屋市長及び大隅肝属広域事務組合管理者」とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

課長	補佐	係長	取扱者

## 火 葬 日 誌 報 告 書

年 月 日 ( )		天 気		□晴れ □くもり □雨 □時々雨			
使用件数 および 所要時間	大 人	件	長 時間 分	短 時間 分			
	小 人	件	長 時間 分	短 時間 分			
	改 葬	件	長 時間 分	短 時間 分			
	死 産 児	件	長 時間 分	短 時間 分			
	胎 盤	件	長 時間 分	短 時間 分			
	手 ・ 足	件	長 時間 分	短 時間 分			
		件	長 時間 分	短 時間 分			
	合 計	件					
燃料使用量	灯油 L						
燃料受給量	灯油 L						
使用料金額	種 別	関 係 市 町			他 市 町 村		
		使用料金	件数	小 計	使用料金	件数	小 計
	大 人	20,000 円		円	45,000 円		
	小 人	18,000 円			37,000 円		
	その他	16,000 円			30,000 円		
	合 計				円		



事務局長		課長		補佐		係長		係	
<b>きもつき苑使用月報</b>								年	月分
種 別	区 分	火 葬 数	灯油使用量	備 考					
大 人	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
小 人	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
死 産 児	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
改 葬	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
胎 盤	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
手 ・ 足	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
計	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
	計	件	L						
平 均	/	件	L						
火葬所要 時 間	大人 長 時 分      短 時 分 小人 長 時 分      短 時 分								

※平均火葬件数：（指定月の火葬数／火葬有日）とする。（休苑、火葬0件の日を除く）



別記第3号様式（第6条関係）

## 火葬状況報告書（      年      月分）

1 死 体

（ / ）

氏 名	性 別	本 籍	死 亡 地	生 年 月 日	死 因	火 葬 日

2 死 胎

（ / ）

父母の氏名	性 別	本 籍	死 産 地	分 娩 年 月 日	火 葬 日

3 改葬・胎盤・手足

（ / ）

申 請 者 氏 名	住 所	種 別	個 数	火 葬 日



事務局長		課長		補佐		係長		係	
<b>きもつき苑使用年報</b>									年度分
種 別	区 分	火 葬 数	灯油使用量			備 考			
大 人	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
小 人	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
死 産 児	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
改 葬	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
胎 盤	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
手 ・ 足	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
計	関係市町	件	L						
	他市町村	件	L						
	計	件	L						
平 均	/	件	L						
火葬所要 時 間	大人 長 時 分      短 時 分 小人 長 時 分      短 時 分								

※平均火葬件数：（指定月の火葬数／火葬有日）とする。（休苑、火葬0件の日を除く）



## 市町別利用状況（年度分）

区分		市町別	鹿屋市	東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町	計	
関係市町	大人								
	小人								
	その他								
	計								
区分		市町別	大崎町	志布志市	その他	計			
他市町村	大人								
	小人								
	その他								
	計								
合計	大人		使用料内訳 関係市町 大人 人 × 円 = 円 小人 人 × 円 = 円 その他 人 × 円 = 円 計 円 他市町 大人 人 × 円 = 円 小人 人 × 円 = 円 その他 人 × 円 = 円 計 円						
	小人								
	その他								
	計								